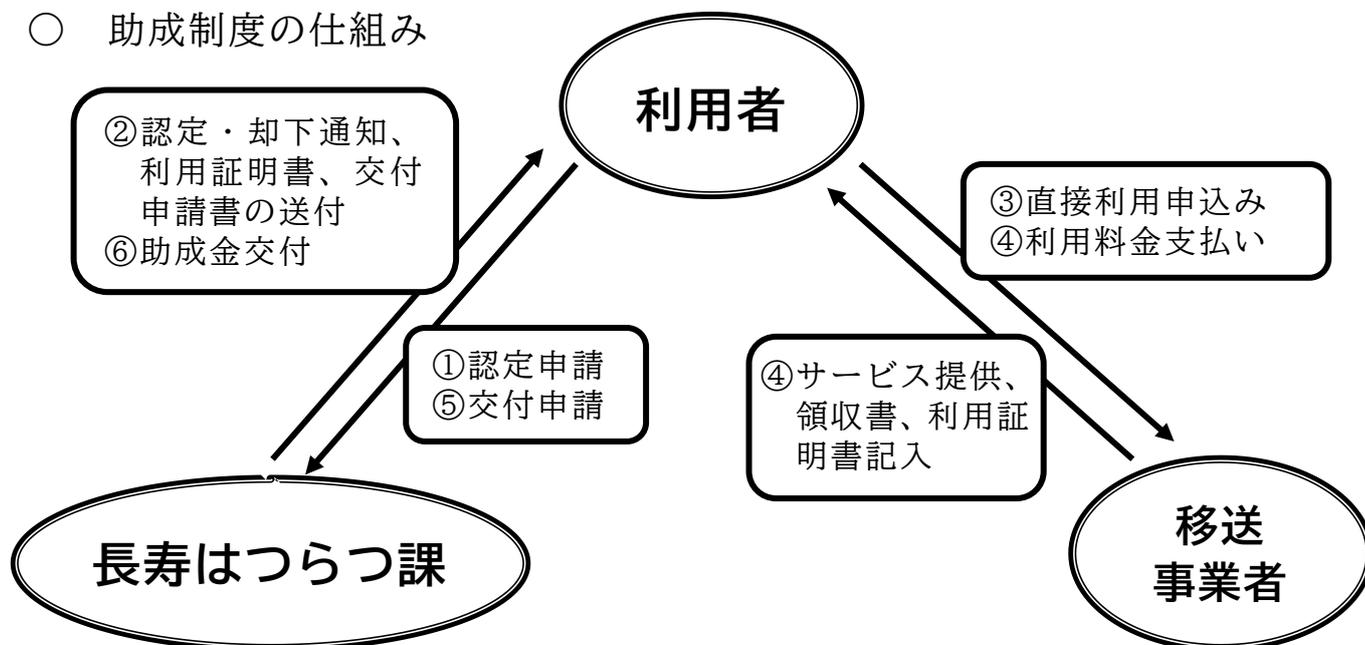


新座市高齢者移送サービス費助成事業の御案内

車いす又は寝台専用車両に乗りながら乗降できる移送用車両で、通院等（通院・入院・転院・退院・入所・退所）に関する利用をした場合、その費用の一部について助成します。

○ 助成制度の仕組み



① 要件に該当する場合、長寿はつらつ課に「新座市高齢者移送サービス費助成認定申請書」を提出します。

※ 車いす又は寝台専用車両などを利用しなければ移動することが困難な方に限ります。

② 対象者に認定された場合、「新座市高齢者移送サービス費助成認定・却下通知書」、「新座市高齢者移送サービス費助成利用証明書（以下「利用証明書」という。）」及び「新座市高齢者移送サービス費助成金交付申請書」を発送します。

③ 移送事業者に、直接申込みをしてください。

④ 移送事業者からサービスを受けた場合、一旦利用料金全額を支払って、領収書ももらい、その際に②の利用証明書に記載を依頼してください。

⑤ 「新座市高齢者移送サービス費助成金交付申請書」に「事業者記入済の利用証明書」及び「領収書」を添付（介護保険の「通院等乗降介助」を利用した場合は、サービス利用票及びサービス利用票別表も添付。）して、月ごとにまとめて、利用証明書に記載された最終提出期限までに長寿はつらつ課に提出し、交付申請を行ってください。

⑥ 交付決定された場合、長寿はつらつ課から「新座市高齢者移送サービス費助成金交付決定・却下通知書」を送付し、助成金を交付します。

注意事項

1 この助成は、「車いす又は寝台専用車両に乗りながら乗降できる移送用車両」を利用したときに受けられます。

2 身体障がい者手帳をお持ちの方で、福祉タクシー券（初乗り運賃分）の交付を受けている方は、併せて利用できます。

3 助成額について

1回の利用につき費用額の9割を助成しますが、限度額は13,500円となります（100円未満切捨て）。

4 助成回数

4月から9月まで、10月から3月までの期間ごとに最大6回が限度となります。

5 更新手続

半期のうち移送サービス費助成金の交付申請をした方で、対象者要件に該当する場合は自動更新し、毎年4月及び10月に利用証明書を発行します。

3月及び9月中旬時点で移送サービス費の交付申請が確認できない場合、4月1日及び10月1日に発行できない場合がありますので、御了承ください。

6 利用不可となる場合

(1) 要介護度が、要介護3～5以外になった場合は利用できません。

(2) 寝台専用車両の移送は、寝たきり状態でなくなった場合は利用できません。

(3) 次の施設に入所中の方は、利用できません。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

② 地域密着型介護老人福祉施設

⑥ 介護老人保健施設

③ 介護療養型医療施設

⑦ 養護老人ホーム

④ 介護医療院

⑧ 精神障がい者施設

⑤ 身体障がい者施設

⑨ 障がい者支援施設

⑥ 知的障がい者施設

(4) 生活保護受給者は、利用できません。（生活保護制度による移送費の扶助について、担当のケースワーカーに御確認ください。）

【問合せ先】

長寿はつらつ課(新座市役所本庁舎1階)

048-477-6890